

ドイツ社会民主党と労働者福祉団に関するノート

——ワイマール・ドイツの社会福祉運動——

大森 北文

はじめに

周知のように、1919年に制定されたドイツ・ワイマール憲法は、人間が尊厳に値する生活を営み、国家がそれに責任を負うという意味での生存権を規定した(第151条)。これを契機に、旧来の治安政策的救貧は、生存権的救貧に転換することになる。すなわち、国民生活の最低保障は、国家の社会政策としてではなく、国民の普遍的権利(生存権)として実現されていくのである。と同時に、それまで慈善思想や博愛思想に基づいて取り組まれてきた福祉活動全般もまた、国民の生存権の実現という観点から取り組まれるようになる。それは、第二次世界大戦中に概念化される「福祉国家」の先駆けとなった。

ところで、ワイマール以前のドイツで最大の政党であったドイツ社会民主党(SPD)は、1891年以来、マルクス主義の影響を色濃く受けたエアフルト綱領を掲げていた。カール・ボップ(Karl Bopp)によれば、マルクス主義は資本主義国家における福祉活動を否定していたという。資本主義システムにおける労働者の経済的社会的上昇の可能性を否定するマルクスの「窮乏化論」からは、社会福祉という観念は論理的に導かれ得ないというのである⁽¹⁾。ボップによるこうした評価の当否は別にしても⁽²⁾、ワイマール以前のSPDが社会福祉に冷淡であったことは事実である。

だが、ワイマール憲法下という新しい状況は、SPDの社会福祉観・社会福祉政策にも変化をもたらす。同憲法が制定された同じ年に、同党は労働者福祉団を設立し、全国規模で福祉活動を展開していく。その際にSPDが基本的精神としたのは、「われわれは福祉活動の客体であるだけでなく、その主体となる」ということであった⁽³⁾。こうした社会的自助の精神が、ワイマール期のSPDによる社会福祉活動を支えていくのである。本稿は、その時期のSPDによる新しい社会福祉活動を、「社会民主党と社会福祉」、

「労働者福祉団」、「女性と社会福祉」という3つの問題にしぼって概観する。それは、今後それぞれの点について個別に検討することを展望しているからに他ならない。

1. 社会民主党と社会福祉

かつてSPDが議会活動に進出し始めたビスマルク時代、同党は議会を現状批判と宣伝扇動の場とみなしていた。それ以来、党内の指導的なグループは、政府や他党によって提案される法案を無条件に拒否してきた。その根拠にされてきたのは、帝国議会の多数派が賛成する法令には、労働者階級の要求をじゅうぶんに満たすものがなく、それに賛成することは政府や他党に信任状を出すことに等しい、というものであった⁽⁴⁾。1880年代にビスマルクによって提案された疾病保険（1883年）、労働災害保険（1884年）、老齢・障害保険（1889年）の各法案に対しても、同党は一貫して反対票を投じている。

こうした投票態度は、SPDが半非合法下に置かれていたためではなかった。社会主義者鎮圧法が失効した1890年以後も、社会改良立法に対するSPDの態度に一少なくとも帝国議会レベルでは一変化はなかった。1891年の労働者保護規定（Arbeiterschutznovelle）や1892年の疾病保険追加条項に対してもSPDは反対票を投じている。同党の最高指導者アウグスト・ベーベル（August Bebel）によれば、「貴族およびブルジョアの企業家たちがみな賛成する労働者保護法が、階級意識に満ちた労働者の代表の嗜好に合うということはありません」であったのである⁽⁵⁾。

だが1890年代後半から、社会改良立法に対するSPDの態度は変化する。1897年の商法典改正は、それまでたいい店員側に不利に運用されていた契約自由を制限し、店員にとって有利な改良をもたらすもので、SPDはその改正に賛成している。また、1900年の営業条令追加条項や、1901年の公務員および軍人の疾病介護に関する法案に対しても賛成票を投じた。1903年の児童保護法は、まったく不十分な保護しか規定せず、また農業家に対する配慮から農村で働く児童を対象外としていたが、それにもかかわらずSPD議員団は賛成している。

もっとも、これは、社会改良立法に対するSPDの態度の完全な転換を意味したわけではない。1903年の疾病保険法追加条項案は、保障期間を13

週から26週に延長し、産婦介護を拡大するだけでなく、SPD議員団の提案によって店員を疾病保険の対象にするものであった。だが、それにもかかわらず、SPDは同案に賛成しなかった。結局、第一次大戦以前のSPDは、社会改良的措置を原則的には拒否しつつ、しかし同時に、流動的な側面もあわせ持っていたのである。

だが大戦が終了すると、SPD自身が権力機構に身を置くようになる。公的機関の諸決定に影響力を及ぼし得るようになった以上、SPDはその綱領的要求に対応して古い諸制度を改造するべきであるという議論が登場したのは当然のことであった⁽⁶⁾。その中で特に期待されたのは、古い伝統を持ち、社会福祉の根源的な構成要素とも言える救貧制度(Armenwesen)の改革であった。

周知のように、ヨーロッパの救貧制度は古い歴史を持っている。すでに古代ギリシア・ローマで、誰も餓死させてはならないという原則が打ち立てられていた。キリスト教が普及する以前のローマでも、貧困者に分配する穀物義援金(Getreidespende)が適宜支出されている。だがローマ帝国後期にキリスト教が支配的になると、救貧活動のほとんどは教会が主導する慈善活動の形で行われるようになった。

中世ヨーロッパの救貧制度は、物乞い・浮浪者から都市や共同体を守るという意図と結びついていた。だが次第に、本当に助けを必要とする、いわば「救済する価値のある」貧困者に必要な援助を提供することが都市と共同体の義務であると、認められるようになっていく。ドイツでは、1437年にフランクフルト・アム・マインで、1450年にケルンで、1523年にドレスラウで、そして1524年にはマクデブルクで救貧条令(Armenordnung)が公布され、貧困者の救済が都市当局に委ねられるようになった⁽⁷⁾。

近代ドイツの救貧制度は、ドイツ帝国法である「被扶助者の居住地に関する法律(Gesetz über den Unterstützungswohnsitz)」(1908年)で規定されたが、それはあくまで原則法であり、多くの具体的な施策は邦国法に委ねられていた。帝国法によれば貧困者に対する公的扶助は地方救貧協会や邦国救貧協会を通じて行われる。邦国法はこうした協会の設置、要扶助者の認定とそれに対する扶助の内容、さらに公的資金の調達などについて規定した⁽⁸⁾。

だが当然のことながら、これらは生存権思想に基づく救貧ではなかった。それは、貧困者が増加することによって生じる社会不安をあらかじめ除去

するという、いわば社会治安上の意図に基づく社会政策的措置であった。

これに対して SPD は、社会秩序の維持を目的とする救貧では、貧困問題の最終的解決は見込めないという立場であった。SPD によれば、当時の救貧制度は、貧困が過失であるという考えから始まっていた。扶助は不正常な事例として扱われ、被扶助者はごくわずかな補助金支出が決定されると、その後は懲罰的手段・脅迫的手段によって生業に駆り立てられる。だが現実には、資本主義的商品生産システムの下では、多くの人々が不可避免的に貧困に陥り、懲罰的脅迫的手段をもってしても生計能力を回復することができない。したがって、根本的な救貧とは、貧困者が生計を維持できるような経済システムを構築することであるという。こうした観点から SPD は、十一月革命（1918 年）後の人民政府において、いくつかの予防的措置を行った。例えば、8 時間労働日の法的導入、復員兵をかつての雇い主が再雇用することを求める復員規定、労働者解雇の制限などである⁽⁹⁾。

だが、それでもなお援助を必要とする人が残る以上—そしてそればかりでなく、身体障害や病気、廃疾、家族状況、アルコール依存などの悪弊を原因とする事例がある以上—SPD もまた救貧を含めた福祉の再編成の必要性を認めることになる。もっともそれは、旧来とは異なる貧困観、すなわち、貧困が不可避免的な社会的弊害であるという認識に基づかなくはならなかった。そして、こうした認識から帰結される救貧は、扶助・援助を求める法的請求権を貧困者に与えることであつた。すなわち生存権の承認である。

ただし SPD は、生存権的救貧を主張する一方で、実際の貧困者・要補助者の救済については、全面的に国家に依存するわけではなかった。SPD の福祉政策は、実践的には「社会的自助 (soziale Selbsthilfe)」の理念に立脚しており、それに国家・州・自治体が共同するというものであった⁽¹⁰⁾。そして、そのために SPD が設立したのが「労働者福祉団 (Arbeiterwohlfahrt)」であった。

2. 労働者福祉団の組織形態

SPD が労働者福祉団中央委員会 (Hauptausschuß für Arbeiterwohlfahrt) を設立したのは、1919 年 12 月のことであつた。それ以降、同中央委員会は、短期間の内に労働者福祉運動を全国に展開することになる。1921 年 12 月

の時点で中央委員会の下には、28の地方委員会(Bezirksausschuß)と300の地域委員会(Ortsausschuß)が組織されていたが⁽⁴¹⁾、1930年には、34の地方委員会と1950の地域委員会に増加する⁽⁴²⁾。

労働者福祉団の最高指導権を持つベルリンの中央委員会は、組織指導部と顧問団から成り立っていた⁽⁴³⁾。後者には、福祉活動のあらゆる領域の専門家、福祉活動に利害関係がある労働者団体の代表者、さらにSPDの国会議員・州議会議員たちが名を連ねていた。

中央委員会は同時にプロイセンの州委員会を兼ねていた。ザクセンとバイエルンの地方委員会も、それぞれ州委員会を兼ねていた。ヘッセン、バーデン、ヴェルテンベルク、テューリンゲンでは州と地方が一致していた。地方委員会の下にある地域委員会の区分は、たいていの場合SPDの地域組織に対応していたが、まれに自由労組の地域連合体に対応する場合もあった。

組織の全人員は、1926年の時点で、名誉職を含め150,000人であった。活動を始めてから7年しか経っていないにもかかわらず、労働者福祉団は任意の福祉団体の中で、「開かれた福祉」分野では最も多くの人員を擁する団体となった。「閉じられた福祉」分野を含めても、それは3番目の規模であった⁽⁴⁴⁾。

労働者福祉団の活動は、SPDの党活動全体と密接に結びついていた。例えば労使紛争の際の労働者救済などは、あらかじめ党の同意を得た上で行われた。また福祉団は、SPD内外の著名な人物たちを協力者に迎えることにも成功している。福祉団議長はSPDの国会議員マリア・ユハックツ(Maria Juchacz)で、事務局長はヨハンナ・ハイマン(Johanna Heymann)であった。機関誌の主筆は内務省下級事務官ヘドヴィヒ・ヴァッヘンハイム(Hedwig Wachenheim)の手に委ねられた。労働者福祉の理論家としてはヘレーネ・ジモン(Helene Simon)を迎えた。その他にも、例えば、州知事のヨハン・カスパリ(Johann Caspari)、労働省上級事務官ドロテーア・ヒルシュフェルト(Dorothea Hirschfeld)がいた。そして労働者福祉団の資料館長にはS. ヴロンスキー(S. Wronski)を迎えた。

中央委員会と中央委員会顧問団では、SPDや自由労組、その他の社会主義団体の幹部が議席と表決権を持った。地方委員会については、SPDの州議会議員や省委員会との密接な協力が規約で規定されていた。実際に、労働者福祉団の地方委員会にはSPDの地方委員会メンバーが含まれていた。

同様の関係は地域にも当てはまるが、場所によってはSPDの地域組織自身が福祉団地域委員会を兼ねていた。

また、労働者福祉団は、付属施設として以下のものを備えていた⁽¹⁵⁾。

7ヶ所の託児所 (Kinderhort)

8ヶ所の幼稚園

10ヶ所の日帰り保育所 (Tagesheim für Kinder)

17ヶ所の児童保養所 (Kindererholungsheim) / 児童療養所 (Kinderheilstätte)

20ヶ所の青少年ホーム

1ヶ所の学生ホーム

1ヶ所の女子独身寮 (Ledigenheim für Mädchen)

1ヶ所の失業女子のための料理学校

1ヶ所の徒弟ホーム / 職業教育ホーム

1ヶ所の孤児院 (Waisenhaus)

1ヶ所の大人用保養所・療養所

1ヶ所の集会・会議・宿泊・裁縫教室・相談・青少年集会などのための小住宅

1ヶ所の盲人および就業上制約のある人のための洗濯場 / 作業場
多くの裁縫部屋および多くの日帰り保養所

これらの施設は、部分的には中央委員会の管轄下にあったが、たいていは地方・地域の委員会が管理・運営した。

労働者福祉団の財政状況は、組織設立の当初は非常に厳しかった⁽¹⁶⁾。なぜなら、確固とした収入源がなかったからである。福祉団は、国や州、自治体からはもとより、SPDや労組からも、定期的には補助金を受給しなかった。だが、活動が軌道に乗るにしたがって、公的機関(国・州・自治体)から補助金を得るようになる。それは何よりも、上記の各種ホームを建設するためであったり、児童保養の実施のためであった。だがそれ以上の収入を福祉団にもたらしたのは、毎年販売される福祉宝くじと労働者福祉券 (Arbeiterwohlfahrtsmarke) の販売であった。400万枚の宝くじ券 (1枚50ペニヒ) が、毎年ほとんど完売され、組織の財政を潤した。それに労働者福祉券が1枚20ペニヒで販売され、その収益はすべて福祉目的に使われた。さらに、SPD 党員や支持者からの寄付金、労組や労働者スポーツ同盟など友好諸団体からの寄付、医療機関や保険機関からの補助金など

が加わる。また、各地で開かれる集会からも多額の収益が入った。

3. 労働者福祉団の活動内容

(1) 中央委員会の活動

中央委員会の活動は、①組織、②宣伝、③教育研究、④その他、の4分野に分けられる¹⁷⁾。

まず組織活動としては、何よりも全国に労働者福祉団を組織することが最重要の課題とされた。地方で福祉団が新たに設立される際に、中央委員会は当該地方の担当者と協議し、彼らを援助する。無事に地方組織が設立された後でも、地方・地域委員会から新しい問題が持ち込まれると、必要な助言と援助を与え、時には中央委員会が自ら対処した。そして、数年ごとに労働者福祉団の全国大会を開催することも中央委員会の任務であった。1920年代だけでも5回の全国大会が開催されている。第1回大会は1921年にゲルリッツで、第2回は1924年にハノーファーで、第3回は1926年にイェーナで、第4回は1927年にキールで、そして第5回は1929年にフランクフルト・アム・マインで開催された。

また、組織の結束と新会員獲得のための宣伝も、中央委員会の基本的な任務であった。中央委員会はそのために、個々の下部委員会に貸し出す映画を編集したり、福祉関係の図書を発行した。中央委員会によって1926年10月から10,000部で発刊された雑誌『労働者福祉 (Arbeiterwohlfahrt)』は、急速に社会主義団体の枠を越えて普及した。さらに中央委員会は、宣伝用の資料を展示用にまとめたが、それはほとんどひっきりなしに下部委員会に貸し出された。

教育研究活動は、中央委員会に課せられた最も重要な任務であった。すでに活動しているか、あるいは新たに獲得した会員に対する教育活動は、全国に展開する組織の質を維持するのに不可欠の課題であった。中央委員会は、1928年2月4～11日に、ケリングスフーゼン (Kellingshusen) にある保養施設で、初めての全国教育週間 (Reichsschulungswoche) を開催したが、そこにはすべての下部委員会が参加者を派遣している。また同年10月9～13日には、アルト・デーベルン (Alt Döbern) で、東部ドイツの福祉団活動家を対象にして、自治体政策の入門講座が開かれた。その後、同様の講習会は西部・中央・南部の各地方活動家のためにも開かれるよう

になる。その他にも、中央委員会が指導する教育活動は多岐にわたった。例えば、1928年だけでも1～3日間の福祉会議（Wohlfahrtskonferenz）が69回開かれ、219回の講習会（1～6ヶ月間、平日2～4時間）、308回の共同行動（1～6ヶ月間、平日2～4時間）、そして1,187回の個別講演会が行われている。

さらに、中央委員会はベルリンに独自の福祉学校（Wohlfahrtsschule）を持ち、その指導をヘドヴィヒ・ヴォッヘンハイムに委ねていた。この学校の教育課程は2年間で、国が行う修了試験で終わる。その試験に合格すれば、福祉士（Wohlfahrtspflegerin / Wohlfahrtspfleger）として国家の認定が得られた。この学校の生徒で学資が足りない者には学費援助金が支給された。

中央委員会には、個別の問題を研究するために、以下の専門委員会が設置されていた。

- ① 労働者福祉団の組織問題
- ② 福祉活動一般の組織問題
- ③ 青少年福祉、「全国福祉教育デー（Allgemeine Fürsorgeerziehungstag）」の特別準備委員会
- ④ 公衆衛生、児童保護福祉
- ⑤ 諸施設の形態
- ⑥ 社会政策
- ⑦ 教育、文献、資料館の形態

中央委員会はさらに、既述のように、各種ホームを建設したり、福祉宝くじ／労働者福祉券の発行・販売を行った。

(2) 地方委員会の活動

地方委員会は中央委員会と地域委員会との中間機関であった。中央委員会が地域委員会と連絡を取る際には、たいてい地方委員会を経由した。そのため、地方委員会の任務はほぼ中央委員会の任務と一致することになる。その活動は組織活動、宣伝・教育活動だけでなく、地方で労働者福祉団を代表し、地域委員会には助言と財政支援を行った。そして、地方委員会の活動の中で特に重視されたのは、各種施設の建設事業であった。というのも、個々の地域委員会には、財政的な理由から独自に施設を設けることが不可能だったからである。

(3) 地域委員会の活動

地域委員会の活動の中心は、助言や援助を必要とする人のための地域相談所 (Beratungsstelle) の運営であった。相談は通常、名誉職的な会員によって一定の日時に行われた。相談の内容は、青少年保護、住宅問題、家族問題、身体障害、アルコール依存など、あらゆる問題に及んだ。さらに、単なる助言だけでなく、貧困者に対して衣類や乗車券、洗濯、生活費などを提供する場合もあった。相談所は SPD と社会主義にとってかっこうの宣伝だとみなされていた。

そして、たいいていの地域委員会には、ひとつあるいは複数の裁縫部屋があった。そこでは通常、年配の女性が、若い女子・女性に、洗濯物や衣類の裁縫を指導した。そこで縫い上げられた衣類は、自身のために使われるか、あるいは衣類の補助を必要とする人々に供与された。特に冬の間は、その裁縫部屋で多くの成果が生みだされたという。

地域委員会が特に注意を払ったのは、児童と青少年に対する保護であった。休暇中に児童を遊び場に連れて行き、そこで世話をする。終日あるいは半日の遠足が企画される。いくつかの地域では毎日のように児童の集まりが開かれた。保養が必要な児童は公立あるいは独自の保養施設に送られるが、その費用は公費から出されるか、あるいは労働者福祉団自身が負担した。

さらに地域委員会は、地域の公的機関にも福祉活動の専門家を派遣している。その結果、労働者福祉団は当局からも価値を認められるようになり、必要に応じて補助金が交付された。とりわけ SPD が多数派を占める都市では、労働者福祉団が公的機関の福祉行政に協力する機会が多かった。

4. 女性と社会福祉

第一次世界大戦の後、労働者福祉団を中心とする SPD の社会福祉活動を担ったのは、主に女性党员たちであった。もとより大戦以前から、多くの女性党员たちは社会事業に取り組んできた。SPD 児童保護委員会 (Kinderschutzkommission) の中で女性たちは、違法雇用から児童を保護する活動に従事し、また、貧困家庭の児童を対象に、給食付きの児童休暇旅行 (Kinderferienwanderung) などを組織した。戦争の長期化とともに女性たちが軍需工場などで長時間労働を強いられるようになり、こうした活動は

中断を余儀なくされたが、戦争の終了とともに、再び社会事業で活躍する舞台が女性に与えられたのである。

戦前期から女性参政権の導入を主張してきたSPDが、ワイマール共和制という新しい状況下で、女性党員の活動をあらためて重視したのは当然のなりゆきであった。同党が戦後にいち早く労働者福祉団中央委員会を設立したのも、「女性党员による積極的共同の要求に応える」⁽¹⁸⁾ためであった。こうして第一次大戦後のSPDによる福祉活動は、女性活動家たちを中心に展開していくことになる。

では、当の女性たちは、福祉活動の意義をどのようにとらえていたのだろうか。この点に関して、1921年のSPD全国女性大会（於：ゲルリッツ）におけるシェファー（Dr. Schöfer）の報告は、そもそも女性に特有の社会事業というものが存在するのか？なぜ社会事業がとりわけ女性に適しているとみなされるのか？という点を問題にしている。彼女がこの問いに自ら出した回答は、性的特性に基づくものであった。すなわちシェファーによれば、「社会事業は人命に対する援助であり保護である。そして女性は生まれながらに、人間に対する保護者である。それゆえ社会事業は女性にとって最も適している」⁽¹⁹⁾というのである。そしてシェファーは、性差による特性づけをさらに進め、「男性には闘争が適しているが、女性はむしろ人命を守ることをよりよく理解している。男性は商品経済と商品生産についてよりよく理解しているが、女性には人間の運命に深く立ち入ることが適している。それゆえ女性には、人命の保護者であるという任務を割り当てなければならない」⁽²⁰⁾という。

シェファーはさらに、「人間経済（Menschenökonomie）」という概念を用いて、次のように主張する。

男性は現在の商品経済を共同経済（Gemeinwirtschaft）に転換しようとするが、女性はその共同経済の中で人命を今まで以上に節約し、賢明に扱うように主張しなければならない。われわれは今まで……商品経済のみを経験してきた。最も高価な財産である人命は、資本主義経済秩序の下では顧慮されない。人間経済とは、人間を価値のある要素として経済生活の中に組み入れることである。それが意味するところは、人命と人間を経済的に取り扱うことであり、生きた資本を保護し増進することである。国民経済学はこれまで、土地資本と金融資本を勘定に入れてきただけで、われわれが持っている最も価値ある資本、

つまり人間を考慮してこなかった。……女性は、収益性と財産獲得が経済の至上目的であるという原則と戦わなければならない。原則とすべきは、われわれが持っている最良の資本、すなわち人命を、経済的に節約しながら扱うことである⁽²¹⁾。

人間を「生きた資本」と表現するシェファアの議論は、ロバート・オーウェンの「生きた機械」論⁽²²⁾を想起させるが、具体的な影響関係は不明である。その定義は必ずしも厳密なものではなく、彼女自身、この術語が未成熟であることを自覚していたが、結局、「人間経済」の意味するところは、人間を尊重する経済ということであった。そしてシェファアの主張の核心は、「人間経済」が社会事業の根本理念であり、女性がその担い手にならなければならないということだったのである。

シェファアが、「人間経済」という術語を用いて、社会事業における根本理念を強調したのは、社会民主主義的社会事業を他の潮流による社会事業から区別するためでもあった。イギリスでは、19世紀末から中産市民の女性たちによるソーシャルワークが確立していた。ドイツにおいても、祖国婦人協会（Vaterländische Frauenverein）やキリスト教乙女連盟（Verband der kirchlichen Jungfrauenvereine）などが、全国的な規模で社会事業を展開していたのである⁽²³⁾。この点についてシェファアは次のように述べている。

単なる慈善思想に基づく社会事業は、[本当の]社会事業ではない。そうした事業は、資本主義的傾向を持ち、母性的感情から階級対立の緩和を意図する女性たちの運動に感化される可能性がある。彼女たちは常々、「私たちは社会的に考えている。なぜ階級対立が前面に押し出されなければいけないのか？」と言う。だが、こうした資本主義的社会事業には、社会事業が誕生した背景[に対する認識]が欠落している。たしかに彼女たちは日常的な社会事業で資本主義の欠陥と戦っている。だが一般的政策において彼女たちは、その欠陥の原因である現在の経済秩序を擁護しているのである。人間経済という大きな観点から把握される社会事業のみが唯一正しい社会事業である。社会主義的女性による社会事業とブルジョア的女性によるそれとの相違は、まさにこうした矛盾の中にある⁽²⁴⁾。

こうして、「人間経済」理念に基づく社会民主主義的社会事業の必要性を強調するシェファアは、その具体的な課題として、母性保護、女性労働保

護、児童・青少年保護、乳児保護、学童保育、徒弟保護、病人介護、アルコール依存対策など、多岐にわたる内容を提示する。中でも彼女が「女性にとって最重要な課題」とするのは母性保護であった。自治体の福祉局の管轄下に妊婦保養所を設け、そこで妊婦が健康面・法律面の助言を得られるようにすべきだと主張したのである。

おわりに

以上、ワイマール期のドイツ社会民主党による社会福祉活動を、3つの問題にしぼって通観してきたが、最後に、それぞれについてさらに立ち入った論点を提示しておきたい。

まず社会民主党と社会福祉の関係について、何よりも論点となるのは、ワイマール時代の社会民主党が、なぜ社会福祉（社会改良）に積極的に取り組むようになったのか、という点である。本稿はその点につき、「SPD自身が権力機構に身を置く」ようになった点を、ひとつの契機として提示した。だが当然のことながら、すでにワイマール以前のSPD内に、社会改良を積極的に評価する勢力が成長していた点にも注目しなければならない。周知のように、社会改良的措置を不断・無限に実現していくことが社会主義運動であると論じたエドゥアルト・ベルンシュタイン（Eduard Bernstein）の修正主義は、公式にはSPDによって否定されてきた。だが実際は、地方党組織と労働組合で修正主義を支持する党員は増加したのである。邦国レベルでは他党と共同して社会改良的措置を実現する事態も生じていた。そして既述のように、1890年代後半、帝国議会のSPD議員団は、いくつかの社会改良立法に賛成している。こうしたSPDの内的変化にも注目して、ワイマール期のSPDがワイマール以前に形成されていく過程を明らかにするべきである。この点に関して吉田久一氏／岡田英己子氏は、「1890年代の社会民主党の躍進期に、社会保険のメリットを労働組合側も気づ」⁽²⁵⁾ いた点と、第一次大戦という総力戦が「国家による国民生活の管理を進め……官僚主導の下で国民の最低生活をどう保障するのかとする計画」⁽²⁶⁾ が浮上した点に注目している。こうした議論についても、あわせて検討する必要がある。

次に、労働者福祉団については、それがSPDによる社会福祉活動の中心であるだけに、何よりも、その活動実態を実証的に明らかにしていくこと

が求められる。そのためにも、労働者福祉団中央委員会の機関誌『労働者福祉』と「年次報告書」を検討する必要がある。その上で、さらに注目したいのは、ドイツ共産党（KPD）の影響下にあった労働者救援会（Arbeiterhilfe）との関係である。それは、KPDの幹部ヴィリー・ミュンツェンベルク（Willi Münzenberg）が指導する国際労働者救援会（Internationale Arbeiterhilfe : IAH）のドイツ支部であり、同じくKPDの幹部クララ・ツェトキン（Clara Zetkin）が指導していた。本稿冒頭でも紹介したように、ポップは、KPDの社会理論（マルクス主義）からは「社会福祉という観念は論理的に導かれ得ない」と断じたが、現実とは異なっていた。したがって、労働者福祉団と労働者救援会の活動実態を比較検討することは、社会民主主義的社会福祉の特質をより明らかにすることに通じる。

最後に、女性と社会福祉の問題については、何よりも2つの点に注目すべきであろう。ひとつは、19世紀から続く女性解放運動との関係である。もとより女性解放運動は女性の政治的社会的同権化を求める運動であり、そこには多様な政治潮流が参加していた。前述のツェトキン（労働者救援会）も第一次大戦前には、女性解放運動の指導者の一人であった。だが同時に、女性解放運動は第一次大戦以前においても、児童福祉や母性保護などの福祉活動に関与していた。それらと、戦後の女性による福祉活動との連続性・断絶性を検討する必要がある。もうひとつは、1920年代に英米で興隆した女性によるソーシャルワークとの関係である。これは、単に慈善・博愛思想に基づく社会福祉の発展であっただけでなく、市民女性の自立を展望する点で、女性解放運動の系譜とも重なりを持つものであった。だがそれは、シェファーが「人間経済」概念を用いて強調したように、社会民主主義的社会福祉とは異質のものでもあった。いずれにせよ、第一次大戦前の女性解放運動、英米で発展した女性ソーシャルワーク、社会民主主義的社会福祉はみな、実体的・歴史的には部分的重なりを持ちつつ、同時に異質な部分をもあわせ持つ錯綜した関係であった。その点を改めて整理していく必要がある。

本稿は、現代ヨーロッパの社会福祉が、古典古代以来の慈善・博愛思想と、近代の社会民主主義思想の両者に依拠しているとみなしている。その社会民主主義諸党自身が、福祉政策の見直しを主張する今日、社会民主主義的福祉論の成立と展開を跡づけ、再検討することに多少とも意義があるように思われる。そのためにも、いずれ稿を改め、上に提示した諸論点に

つき検討することになろう。

註

- (1) Karl Bopp, *Die Wohlfahrtspflege des modernen deutschen Sozialismus. Eine soziale und wirtschaftliche Studie*, Freiburg 1930, S. 15 – 16.
- (2) 資本主義システムにおける労働者の経済的社会的上昇の可能性を否定したのは、マルクスではなく、「賃金鉄則」論を主張するフェルディナント・ラサルであった。ワイマール以前のSPDが労働者の上昇可能性を否定していたとすれば、それはむしろラサルの影響であったろう。
- (3) *Protokoll über die Verhandlungen des Parteitag der sozialdemokratischen Partei Deutschlands abgehalten in Görlitz vom 18. bis 24. September 1921*, S. 18
- (4) Johannes Heiden, Die Stellung der sozialdemokratischen Partei zur sozialpolitischen Gesetzgebung. Auch ein Nachwort zu den Reichstagswahlen, in: *Sozialistische Monatshefte*, Mai 1907, S. 355–365, hier S. 359.
- (5) August Bebel, Die Gewerbeordnungs-Novelle, in: *Die Neue Zeit*, Jg. 9 (1890–91), Bd. 2, Nr. 39, S. 406–414, hier S. 415.
- (6) Friedrich Kleeis, Die Neugestaltung unserer Armenpflege, in: *Die Neue Zeit*, Jg. 38, Bd. 2, Nr. 2 (9. Apr. 1920), S.40–44.
- (7) Ebd., S. 41.
- (8) Ebd., S. 42–43.
- (9) Ebd., S. 40.
- (10) Johann Caspari, Fremde Wohlfahrt – eigene Würde, in: *Vorwärts. Berliner Volksblatt. Zentralorgan der sozialdemokratischen Partei Deutschlands*, Jg. 37, Nr. 562 (14. Nov. 1920).
- (11) *Protokoll-SPD-Parteitag(1921 in Görlitz)*, S. 18.
- (12) Karl Bopp, a.a.O., S. 39–41.
- (13) 以下、労働者福祉団の組織形態については ebd., S. 39–41.
- (14) 当時、例えば保養所や病院などの施設で行われる福祉を「閉じられた福祉」と呼び、在宅介護や家事支援など、特別な施設を利用しない福祉を「開かれた福祉」と呼んだ。Henni Lehmann, Private und öffentliche Wohlfahrtspflege, in: *Die Neue Zeit*, Jg. 39, Bd. 1, Nr. 6 (5. Nov. 1920), S. 144–147, hier S. 144.
- (15) Karl Bopp, a.a.O., S. 48–49.

- (16) 以下、労働者福祉団の財政については ebd., S. 49 - 50.
- (17) 以下、労働者福祉団の活動内容については ebd., S. 43 - 48.
- (18) *Protokoll-SPD-Parteitag (1921 in Görlitz)*, S. 17.
- (19) *Reichsfrauentag der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands am 17. nd 18. September 1921 in Görlitz*, S. 11.
- (20) Ebd.
- (21) Ebd., S. 12 - 13.
- (22) 1814 年当時、ニューラナークの工場主であったオーウェンは、同業者に対して次のように要請している。「清潔でよく整えられ、常に修理の行き届いている機械と、汚れて、乱雑で……修理されていない機械との間における生産高の相違については、経験によって明らかである。……そこで、諸君の生命のない機械に適切な注意を払うことが、こんなに有利な成果をもたらすとすれば、もしも諸君が、よりはるかに不思議な構造の生きた機械に、同じ注意を払うならば、計りがたい成果をもたらすことになる。……諸君は、諸君の時間と資本の一部分を、諸君の生きた機械の改良のために、もっと有利に使ってみようと考えてくれませんか。」
Robert Owen, *The Life of Owen*, 1., 1857, p. 260 - 261.
- (23) Henni Lehmann, a.a.O., S. 144.
- (24) *Reichsfrauentag-SPD (1921 in Görlitz)*, S. 13.
- (25) 吉田久一／岡田英己子『社会福祉思想史入門』勁草書房、2000 年、82 頁。
- (26) 同上、148 - 149 頁。